

令和8年第1回野辺地町議会

臨時会会議録

招集年月日 令和8年1月29日(木)

招集場所 野辺地町議会議場

開会(開議) 令和8年1月29日(木)午前9時30分

出席議員(10名)

1番	横 浜 睦 成	2番	高 沢 陽 子
3番	木 戸 忠 勝	4番	村 中 玲 子
6番	戸 澤 栄	7番	古 林 輝 信
8番	中 谷 謙 一	10番	大 湊 敏 行
11番	赤 垣 義 憲	12番	岡 山 義 廣

欠席議員(2名)

5番	五十嵐 勝 弘	9番	野 坂 充
----	---------	----	-------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町	長	野 村 秀 雄
副	町 長	江 刺 家 和 夫
教 育	長	小 野 淳 美
会 計 管 理 者	長	根 一 彦
総 務 課 長	高 山 幸 人	
企 画 財 政 課 長	西 舘 峰 夫	
防 災 管 財 課 長	木 明 裕 二	
産 業 振 興 課 長	上 野 義 孝	
町 民 課 長	富 吉 卓 弥	
介 護 ・ 福 祉 課 長	飯 田 貴 子	

健康づくり課長	木 明 修
建設水道課長	五十嵐 洋 介
建設水道課調整監	古 林 輝 樹
学校教育課長 兼学校給食共同調理場所長	飯 田 満
学校教育課指導室長	濱 田 健 太 郎
社会教育・スポーツ課長	玉 山 順 一
中央公民館長兼図書館長 兼歴史民俗資料館長	二 木 智 徳
総務課長補佐	七 島 良 嘉

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田 中 利 実
議会事務局主幹	濱 中 太 一

議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 提案理由説明
- 日程第5 承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第6 承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））
- 日程第7 議案第1号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第8 議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解の件
- 日程第9 議案第3号 野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件
- 日程第10 議案第4号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）

会議録署名議員の氏名

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した

- 2番 高 沢 陽 子
- 7番 古 林 輝 信

町長の提出議案

- 承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））
- 承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））
- 議案第1号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解の件
- 議案第3号 野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件
- 議案第4号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）

議会の提出議案 な し

会議に付した議案

- 承認第 1 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 7 年度野辺地町一般会計補正予算（第 6 号））
- 承認第 2 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和 7 年度野辺地町一般会計補正予算（第 7 号））
- 議案第 1 号 令和 7 年度野辺地町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解の件
- 議案第 3 号 野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件
- 議案第 4 号 令和 7 年度野辺地町一般会計補正予算（第 9 号）

◎開会及び開議の宣告

○議長（岡山義廣君） おはようございます。ただいまから令和8年第1回野辺地町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

今日は、五十嵐議員から欠席届を受理しております。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（岡山義廣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第111条の規定によって、2番、高沢陽子君、7番、古林輝信君を指名します。

◎会期の決定

○議長（岡山義廣君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

議会運営委員会では会期について審査した結果を皆様に配付しております。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（岡山義廣君） 日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中、総務常任委員会において委員長の互選があり、4番、村中玲子議員が総務常任委員会の委員長となりましたので、ご報告をいたします。

◎提案理由説明

○議長（岡山義廣君） 日程第4、承認第1号及び第2号、議案第1号から第4号までを一括上程いたしまして、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） おはようございます。本日ここに、令和8年第1回町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多用のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

初めに、承認第1号並びに承認第2号は、「専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件について」であります。いずれも「令和7年度一般会計補正予算」についてであります。

まず、承認第1号の「補正予算（第6号）」であります。国及び県の補正予算の成立に伴い、子育て世帯への支援、燃料等高騰の影響を受けた生活困窮者世帯に対する支援及び増加している熊出没への対策強化を実施するため、令和7年12月26日付で専決処分したものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,300万円を追加し、予算の総額を81億1,700万円といたしました。

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、子育て応援手当としてゼロ歳から高校3年生までの児童1人当たり2万円の現金を支給するものであります。

また、県の生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援助成金を活用し、住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり5,000円の商品券を支給いたします。

さらに、有害鳥獣捕獲体制強化事業として、熊撃退スプレー、センサーカメラ及び大型鳥獣用箱わななどの購入費を追加いたしました。

次に、承認第2号の「補正予算（第7号）」であります。1月の通常国会冒頭に衆議院が解散される見込みとなり、衆議院議員総選挙に要する経費について、早急に予算措置する必要が生じたため、令和8年1月17日付で専決処分したものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額を81億2,900万円といたしました。

衆議院議員総選挙に係る経費を追加したものであります。

続いて、議案第1号「令和7年度一般会計補正予算（第8号）」であります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,600万円を追加し、予算の総額を84億500万円といたしました。

物価高騰対策として、全町民へ1人当たり2万円分の商品券を配布する、令和8年物価高騰対策生活応援商品券発行事業を追加したほか、昨年11月1日に町が管理する敷地内の樹木が暴風雨により倒れ、隣接する冷凍倉庫のひさし屋根を破損させたことから、倒木事故賠償金を追加いたしました。

また、災害復旧費として、昨年12月8日発生の青森県東方沖を震源とする地震により損傷があった町公共施設に係る修繕料及び工事請負費等を追加いたしました。

次に、議案第2号「損害賠償の額の決定及び和解の件」であります。

先ほどの議案第1号においてご説明申し上げましたが、昨年11月1日の暴風雨により、町が管理

する野辺地戦争戦死者の墓所敷地内の樹木が倒れ、隣接土地に所在する株式会社マルイチ横浜様が所有の冷凍倉庫のひさし屋根を破損させたことについて、損害賠償額を定め、損害額を賠償することで、相手方と和解したいため、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第3号「野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員の選任の承認の件」であります。

野辺地町固定資産評価審査委員会委員である乙部和弘氏の退任に伴い欠員が生じたため、令和7年12月23日付で八木橋哲也氏を補欠委員に選任したため、地方税法の規定に基づき、議会の承認を得るため提案するものであります。

次に、議案第4号「令和7年度一般会計補正予算（第9号）」であります。

令和8年1月の大雪により、雪の堆積場の確保など早急な除雪作業が必要となり、既決の年間予算に不足が見込まれるため、除排雪費用を追加するものであります。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,300万円を追加し、予算の総額を84億3,800万円といたしました。

以上、上程されました議案につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、本職並びに関係職員から詳細ご説明申し上げますので、何とぞ慎重ご審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

◎承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））

○議長（岡山義廣君） 日程第5、承認第1号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

歳入歳出予算、繰越明許費及び債務負担行為の補正について、副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家和夫君） おはようございます。承認第1号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

専決処分いたしましたのは、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第6号）であります。国及び県の補正予算の成立に伴い、子育て世代の支援、燃料費等高騰の影響を受けた生活者支援及び熊の出没への対策強化を早急に行うため、12月26日付で専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明を申し上げます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,300万円を追加し、予算の総額を81億1,700万円といたしました。

まず、歳入予算についてであります。7ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項2目4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、物価高対応子育て応援事業に係るもので

2,840万円を計上いたしました。

15款県支出金、2項2目1節社会福祉総務費補助金に、生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援助成金550万円を計上いたしました。

4目1節農業費補助金に、有害鳥獣捕獲体制強化事業費60万9,000円を計上いたしました。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金は、財源調整によるもので、849万1,000円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は8ページになります。3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援助成金に係る事務費と交付金であります。18節負担金、補助及び交付金1,100万円は、1世帯当たり5,000円とし、2,200世帯分を助成金として見込んでおります。

2項10目物価高対応子育て応援手当支給事業費の18節負担金、補助及び交付金は、ゼロ歳から高校3年生までの対象児童1人2万円を1,300人分見込み、2,600万円計上いたしました。

9ページをお願いいたします。6款農林水産業費、1項3目農業振興費は、有害鳥獣捕獲体制強化事業費として、10節需用費、消耗品費に熊撃退スプレーやスタッフ用ベストなど42万1,000円、それから17節備品購入費にセンサーカメラや大型鳥獣用箱わななど74万7,000円を計上いたしました。

それでは、3ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正は、追加が1件であります。

6款農林水産業費、1項農業費の鳥獣被害防止対策事業は、その完了が今年度中に間に合わない見込みであることから、繰越するものであります。

4ページをお願いいたします。第3表、債務負担行為補正は、追加が1件であります。森林総合センターエアコン設置工事ではありますが、令和8年度に開催されます第80回国民スポーツ大会の際に、同センターを宿泊施設として使用する計画が示されましたことから、令和7年度中に契約行為を行い、早期に工事を進めるため追加するものであります。

以上でございます。ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 8ページの歳出の部分でお伺いします。

社会福祉総務費の生活困窮者世帯に対する灯油購入費支援助成金、先ほど提案理由の中で5,000円の商品券ということで説明がありました。その次の物価高対応子育て応援手当支給事業費の中で物価高対応子育て応援手当支給というところは、1人当たり2万円の現金と説明がありましたけれども、この商品券と現金と分けた理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家和夫君） 生活困窮者の灯油購入費の助成金は、県の制度であります。一方で、子

育て応援手当は国のほうの制度でありまして、それぞれに要件なり手法が示されましたので、その違いによるものでございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 9ページです。予備費に88万2,000円を計上してありますけれども、財政調整基金の繰入れが849万1,000円で、実際にそれを支出するのが706万9,000円で、残りの88万2,000円が予備費ということですが、予備費を計上する理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

予備費ですが、本予算を総額について説明するときに、端数が見つからないように、まず丸めるという一つの方法があります。次に、予備費の残額、これからの補正の第8号のあたりで説明をさせていただきますけれども、今年度いろんなことが起きまして、予備費の使用が多いというところもありましたので、プラスの方向で予算額を調整しました。

○議長（岡山義廣君） 4番、村中玲子君。

○4番（村中玲子君） この商品券は、いつ町民に渡るのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 介護・福祉課長。

○介護・福祉課長（飯田貴子君） お答えいたします。

2月の初旬に発送を予定しておりました。

○議長（岡山義廣君） 質問の際は、ページ数を言ってから質問してください。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） おはようございます。9ページの農業振興費の備品購入費の件です。

それぞれの台数と、その台数を決めた根拠を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） おはようございます。お答えいたします。

刈払機につきましては4台、それからセンサーカメラにつきましては1台、防護盾につきましては3台、大型鳥獣用箱わなにつきましては1基ということになっております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） それぞれの台数の根拠、この台数でよとした根拠を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） すみません、ちょっと数字に誤りがございました。センサーカメラについては2台、防護盾についても2台、それから刈払機は5台に訂正させていただきます。

それぞれの根拠でございますが、刈払機につきましては、当課の作業できる職員の台数分、それから防護盾につきましては2台、要は前線に立つ職員分として2台、それからセンサーカメラにつ

きましては、わなをかけた場所、1か所でなくて二、三か所になると思うのですけれども、最大限の2か所にセンサーカメラを仕掛けて、そうすれば、いざそのわなに鳥獣が入ったとき、このセンサーで担当者のところに随時情報が入ってきます。今までは、1日数回見回りしていましたがけれども、これをつけることによって現場を見る必要がないということで2台にしております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで歳入歳出予算の質疑を終わります。

続いて繰越明許費及び債務負担行為の補正について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

◎承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））

○議長（岡山義廣君） 日程第6、承認第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第7号））を議題とします。

歳入歳出の補正予算について、副町長から説明を求めます。

副町長。

○副町長（江刺家夫君） 承認第2号は、専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件であります。

専決処分いたしましたのは、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第7号）であります。

通常国会冒頭に衆議院が解散し、総選挙の執行が見込まれたことから、1月17日付で専決処分したものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明を申し上げます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、予算の総額を81億2,900万円といたしました。

まず、歳入予算ですが、5ページをお願いいたします。15款県支出金、3項1目5節選挙費委託金の衆議院議員総選挙費に1,200万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算は6ページから7ページまでになります。2款総務費、4項3目衆議院議員総選挙費は、選挙執行に係る費用になります。期日前及び当日の投票管理者や投票立会人の報酬をはじめ、入場券発送に係る郵便料、掲示板設置業務委託料など、合わせまして1,200万円を追加いたしました。

以上でございます。ご承認くださるようよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今回投票日の閉鎖時刻を1時間繰り上げて午後7時までとすることが新聞報道にありましたけれども、これは投票の機会を制限する行為であります。そのデメリットを考へながら、あえて1時間繰り上げた理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

午後7時から午後8時までの投票率ですけれども、直近の選挙につきましては、約0.89%でございました。閉鎖時刻繰上げの影響は、ごく僅かなものというふうに捉えております。

逆にメリットといたしましては、冬期は降雪ですとか、道路の凍結などによりまして、夜間の外出に対するリスクが高まります。そういったことから、選挙人の安全性に配慮するためなど様々な理由によりまして、選挙管理委員会で決定したものでございます。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 今回から1時間繰り上げたということで、町民の皆様には周知をすることが大切だと思っています。先日野辺地町の公式ラインで、とても分かりやすい説明を上げていただいて、すごくいいなというふうに思っております。そのほかにも、町民の皆様が混乱しないように周知する方法を幾つか考えておられるのか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 公式ライン以外では、町のホームページにもアップする予定です。

○議長（岡山義廣君） 2番、高沢陽子君。

○2番（高沢陽子君） 6ページです。12節委託料の部分で、今回は161万円ということで計上されております。これは、前回の委託料、要は掲示板設置業務に関する費用ですけれども、前回の選挙に比較して増えているのか減っているのか、お聞きします。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） 掲示板設置等業務の委託料につきましては、前回の選挙より増えてございます。理由といたしましては、掲示板設置そのものは変わりませんが、設置する箇所に堆積している雪をまずよけるという作業が新たに発生しておりますし、あと吹雪、降雪があったときに備えて管理もしてもらおうということも追加で委託料に含めてございます。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから承認第2号を採決します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

◎議案第1号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）

○議長（岡山義廣君） 日程第7、議案第1号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 議案第1号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第8号）であります。お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億7,600万円を追加し、予算の総額を84億500万円としました。

歳入の主なるものについてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。10款地方交付税、1項1目1節地方交付税は、普通交付税の再算定に伴い、追加交付分として1億5,070万5,000円を増額いたしました。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金、2節地方創生臨時交付金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、令和7年度の国の補正予算により配分された重点交付金のうちの推奨事業

メニュー分の交付限度額 1 億9,901万2,000円を計上いたしました。

18款繰入金、2 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るもので、8,741万7,000円減額いたしました。

21款町債、1 項 8 目災害復旧債は、12月 8 日に野辺地町で震度 5 強を観測した地震により損傷があった町公共施設の災害復旧に充てるため計上いたしました。1 節農林水産業施設災害復旧債は、さけますふ化場に係る分の100万円、2 節文教施設災害復旧債は、小学校、中央公民館及び町立体育館に係る分の770万円、3 節その他公共施設・公用施設災害復旧債は、庁舎分の500万円を計上いたします。

続いて、歳出予算について説明いたします。8 ページになります。7 款商工費、1 項 1 目商工総務費は、令和 8 年 5 月 1 日時点において住民基本台帳に登録されている全町民へ 1 人当たり 2 万円分の商品券を配布する令和 8 年物価高騰対策生活応援商品券発行事業費として、総額 2 億4,140万9,000円を計上いたしました。

1 節報酬から11節役務費までは、商品券発送などに係る町の事務費分として、合わせて410万9,000円を計上いたしました。18節負担金、補助及び交付金の物価高騰対策生活応援商品券発行事業は、事業実施に係る町商工会への補助金で、2 億3,730万円を計上いたしました。

10款教育費、4 項 3 目文化財保護費、22節補償、補填及び賠償金の倒木事故賠償金に、令和 7 年 11 月 1 日早朝、町が管理する野辺地戦争戦死者の墓所敷地内のアカマツが暴風雨により倒れ、隣接する株式会社マルイチ横浜様所有の冷凍倉庫のひさし屋根を破損させた損害賠償金として341万円を計上いたしました。

11款災害復旧費、2 項厚生労働施設災害復旧費、1 目民生施設災害復旧費、10節需用費は、有戸はまなすふれあいセンターのボイラー室給水管の漏水修繕料として10万円を計上いたしました。

2 目労働施設災害復旧費、10節需用費は、青少年ホームの非常用照明の内蔵バッテリーの修繕料として 6 万6,000円を計上いたしました。

9 ページをお願いいたします。3 項 1 目水産業施設災害復旧費は、10節需用費にさけますふ化場の配管バルブの修繕料として 7 万1,000円を、14節工事請負費に同施設の正面入り口の外壁補修工事費100万円を計上いたしました。

4 項文教施設災害復旧費、1 目公立学校施設災害復旧費、14節工事請負費に小学校のガラス補修その他の工事費として300万円を計上いたしました。

2 目社会教育施設災害復旧費、10節需用費の修繕料に中央公民館の天井パネルの補修費などとして60万円を計上し、12節委託料及び14節工事請負費に中央公民館の 2 階内壁補修の設計監理と工事費用合わせて375万円を計上いたしました。

3 目保健体育施設災害復旧費、10節需用費の修繕料に、温水プールの床暖房の配管漏水及び給食

センターの浄化槽室の換気扇の補修費合わせて22万7,000円を計上し、14節工事請負費に町立体育館の窓枠修繕などの工事100万円を計上いたしました。

10ページに参りまして、5項その他公共施設・公用施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費、10節需用費の修繕料は、海水浴場のマリンハウストイレのタイル壁及びスキー場のあったかハウスの天井と壁の接合部の建材剥離などの補修費として27万2,000円を計上いたしました。

2目公用施設災害復旧費、10節需用費の修繕料に、旧職業訓練校の床タイル亀裂及び庁舎内給水場などの補修費合わせて56万9,000円を計上し、14節工事請負費に庁舎壁面のクラックや天井材の剥がれなどの修繕工事500万円を計上いたしました。

13款諸支出金、1項2目減債基金費は、歳入で普通交付税の再算定による増額をご説明しましたが、その追加交付分に係る措置であります。

臨時財政対策債の今後の償還見込額の一部について、基金に積み立てるように前倒し算入されましたので、1,179万8,000円を計上いたしました。

14款1項1目99節予備費は、町公共施設の修繕料への予備費充用が相次ぎ、予備費残額が少なくなってきたことから、372万8,000円を追加いたしました。

それでは、3ページにお戻りください。第2表、繰越明許費補正は、追加が6件であります。

7款1項商工費の令和8年物価高騰対策生活応援商品券発行事業及び11款災害復旧費に計上したそれぞれの12月8日に発生した地震に係る復旧工事は、その完了が今年度中に間に合わない見込みであることから繰越しするものであります。

4ページをお願いします。第3表、地方債補正は、追加が3件であります。歳入でご説明しましたように、農林水産業施設としてさけますふ化場分の100万円、文教施設として小学校、中央公民館及び町立体育館分の770万円、その他公共施設・公用施設としての庁舎分の500万円を追加いたします。

以上であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 歳入歳出予算の補正について質疑を行います。ページ数を言ってから質疑願います。質疑ありませんか。

3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 8ページの10款教育費、文化財保護費、これ戦争戦死者の墓所敷地内の高く伸びているアカマツが暴風雨によって、相手が所有している施設のひさし屋根を破損させたということで、今後も起こり得る可能性があると思いますが、対策をどのように考えておりますか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 野辺地戦争戦死者墓所の敷地内のまだ自生しています木ですけれども、こちらは県に指定されている文化財の敷地内ということで、今ある現況を変更させる上では

県のほうの届出が必要ということでした。それで、今後は県のほうとも相談しながら、残された木についても伐採していく方向で、ちょっと相談しながら検討していきたいと考えております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 7ページの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に関してなのですが、国から示された留意点では、速やかな支援や事務コストの削減の実施を図ってほしいということでもあります。これまで野辺地町で行ってきた支援策や、他の自治体の支援策等を考えたときに、この速やかに行って事務費負担を極力下げるといふ事業にとても合致するのは、私は水道料金の基本料金免除だと思っています。この基本料金の免除、減免を今回行わない理由を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 質問にお答えしたいと思います。

今回この物価高騰の事業をする際、各課に要望ではなくて提案をする形で行いました。現在水道部門のほうで事業のほうも立て込んでいて、そちらの物価高騰に対しての提案というのをしなかったというのが主な理由になります。これに関して、副町長のほうからもご指摘ありましたが、ちょっと課のほうの対応もできないということで、今回提案せずに行ったというのが主な理由であります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 担当課の事業が立て込んでいるから提案しないというのは、理由としてどうなのでしょう。なるべく国から来るお金をできるだけ多くの額を町民の皆様に還元するのが重要だと思っています。この理由でいいと考えているのか、町の見解を伺います。

○議長（岡山義廣君） 町長、答弁。

○町長（野村秀雄君） 今課長、舌足らずで、大変申し訳ないことだと思っています。

これ基本的に、とにかく町民1人あたりに還元しようということで、水道料金というのはそんなに多い金額ではないですので、1人あたり2万円だと、3人の家族だと6万円、5人だと10万円ということになって、もう水道料金なんか飛んでいくぐらいの大きい金額になります。

それで、2万円をやるについても、国から来たお金では足りなくて、町からの持ち出しもして、最初は1万円にするか、1万5,000円にするかと考えたのですけれども、きれいな数字にしたいなど。それで、2万円ということにしたことが経緯でありますので、当初から水道料金とかあったのですけれども、少しばらせるなという、そんなに効果というほどのものが出ないのだろうなと思っていたこともたしかでありまして、今回は2万円1本でいこうということにしました。それが経緯でございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 10ページ、11款災害復旧費の2目の公用施設災害復旧費、役場庁舎500万円

とあるのですけれども、これというのは保険対応はできなかったのか、それとも保険の不足分がこれ500万円なのか、それを教えてもらいたいです。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

庁舎に関しては、保険対応等については今保険等について協議中でございます。地震に対しては、基本的には地震被害に対しは出ないのですけれども、見舞金という形で出るようには聞いておりませんので、額のほうはまだ確定はしておりません。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） これ500万円というのは、ボード破損部分の復旧費になるのですか。この500万円というのは、結構ボードが壊れて剥げていたよね、議場でも。こういうものの補修費になるのですか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

500万円ですけれども、まず今回の地震に伴いまして、庁舎の被害ですが、庁舎等で60か所、それから車庫等で15か所、75か所のクラックや天井材の剥がれとか、壁材の剥がれとかというのを確認しております。そのまず補修費となります。現在見積り等はいただいているのですが、今後その見積りいただいた中で、修繕等をしていく中で、違う部分を発見したりとかというのが考えられますので、また雪解けとともに発見するようなことも考えられますので、500万円を計上しているということでございます。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） 役場庁舎が防災対策本部の拠点になっていますよね。昨年12月8日の青森県東方沖地震というのは、ここがたしか震度5強だと思っておりますけれども、これはこれ以上の6強とか来たら、かなりの被害があるように思ったのだけれども。

それで、引渡しをやってから1年たっている。防災訓練とかは、どうなのですか、去年はしていなかったと思うのだけれども。例えばこういった議会のときに来たらば、かなり被害というか、傍聴席にも被害があると思うのです。防災訓練、これやっぱり早めに行ったほうがいいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

庁舎に特化した防災訓練等は、まだ実施はしておりません。町の総合防災訓練、例年やっておりますが、今後そういうのに組み入れていくとかということは検討していきたいなというふうに考え

ております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君、3回になりました。特別許可します。

どうぞ。

○3番（木戸忠勝君） 役場庁舎は、災害時の避難所になっておりますよね。なっていないですか。なっていない。ただ、震度5強でかなりボードが剥がれるとか。防災対策本部があるわけなのだけれども、例えば震度6が来た場合にはどういうふうにやるとか、もうちょっと対応の検討も必要かなと思うのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 防災管財課長。

○防災管財課長（木明裕二君） お答えいたします。

まず、震度6弱になったらどうなのかとか、震度6強になったらどうなのかというのは、実際起こって見ないと分からない状況ですので、お答えはしにくいところではありますが、この庁舎が、例えばその地震により崩れてしまって災害対策本部として使えないのだよというふうな場合には、代替施設として中央公民館等々の指定をして、場所を移して、そこに災害対策本部を持って行って運用することとしておりますので、仮にこの庁舎に何かあったとしても、対応ができるものと考えております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 8ページです。商工総務費の11節役務費です。郵便料371万6,000円とあります。全町民に2万円の商品券と説明いただきましたけれども、この商品券を郵送するための郵便料だと思うのですが、一人一人、例えば1世帯3人いても3人分の郵送料がかかるのか、世帯ごとにまとめて郵送するのか、その辺の算定の内容を教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

基本的に、世帯ごとに一つにして発送することにしております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） ありがとうございます。

10ページです。13款諸支出金の減債基金積立金のところの説明を、すみません、もう一度お願いしたいのですけれども。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 今回の減債基金費は、歳入のほうで普通交付税の再算定による増額で、臨時財政対策債の今後の償還見込額の一部について、基金に積み立てるよということの前倒し算入された分、そちらのほうを1,179万8,000円積立したと説明いたしました。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 8ページの商品券の件です。これは、いつから使えて、いつまで使えるか、教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

発送につきましては、6月を予定しております。利用期間でございますが、7月1日から9月30日までということしております。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 先ほども話したのですが、これは速やかな支援をしないと国から指示が来ています。12月の国の補正で速やかにしないとということが示された中、町として7月から商品券1人2万円使ってくださいというのは、速やかな支援になるとお考えでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

今大湊議員がおっしゃったように、速やかというのに合うのか合わないのか、ちょっとあれですけども、取りあえず商工会さんのほうで、この事業に参加していただける店舗、事業所さんを探すのに大体1か月ぐらいかかります。あとは、商品券の印刷とか、それもありますので、あと商工会さんも2月、3月青色申告なり、商店の方々の申告業務で忙しくなりますし、3月に予定しますと、3月、4月、転入、転出が頻繁に行われます。なので、落ち着いたあたり、5月1日現在を条件として設定しております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 少し前の質問で、町長から、1人2万円という切りのいい数字にするために水道料金基本料減免を今回はやめたというお話を伺いました。速やかな支援とコスト削減を国から指示されている中、現状速やかにできる水道料金の基本料減免をせず、7月から商品券を配るという町の方向性について、国からの指示をどう捉えているのか、もう一度町の見解を伺いたいのですが。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 国からの様々な地方創生交付金、これまでいただいてやってまいりました。その中で、その時々でまさに水道料金の基本料の減免を行ったり、あるいは燃料費高騰のときは、事業者さんも含めて補助金を出したり、様々やってきたわけでございますけれども、今回の趣旨として、物価高騰の影響を受けている生活者の支援を第一ということで国からも示されていますけれども、我々もそれを最も重視してまいりました。

それと、ほかの市町村なんか、うちのように1本でやっているところもあれば、いろいろ組み合

わせてやっているところもあります。いろいろ組み合わせますと、やっぱり事務費もかさんでまいります。あと、それぞれの開始時期もばらばらになってまいります。

今回税金非課税世帯とか、子育て世帯とかも含めて全町民に対して一律2万円を給付することによって事務費削減できますし、あとスケジュール的に議員のおっしゃるとおり、速やかかという、必ずしもそうでない部分はあるかもしれませんが、なるべく早い段階で、先が見通せる、計画が立てられる事業として一つに絞って実施することとしたところでございます。その辺のスケジュール感については、先ほど担当課長からお話あったとおりいろいろございます。その辺は、ご理解いただければなと思っております。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 政府の方針で、物価高の対応策というのを打ち出したこの支援金だと思うのですけれども、給付金だと思うのですけれども、今物価高で大変苦しんでいる国民がいるから今給付するのだよという取組だと思うのです。それが、年度が替わって翌年度の夏場にその使える商品券を配ったところで、今苦しんでいる人たちには何の恩恵もないと思うのです。

様々その商品券の絡みでスムーズな事業運営ができないと、商工会さんの関係でなかなか進められないということなのですから、今年度の事業であれば、今年度中に何とか町民に給付すべきだと私は思います。

商品券云々という話ではなくて、国が進める事業メニューは商品券があったかと思うのですけれども、これ現金給付というのは不可能だったのでしょうか、お伺いします。

○議長（岡山義廣君） 副町長。

○副町長（江刺家夫君） 支援の方法、先ほど申し上げましたとおり様々ございます。現金給付というのもあります。ただ、現金給付のほうが、実は手間がかかります。スケジュールも、町民一人一人に口座の確認の郵送をして、それが返ってきてという、スケジュール的に商品券よりもまだかかります。事務費もかかります。一応現金も検討の中にはございました。

あと、現金ですと、それこそ貯蓄に回る部分も出てくるのかと。一方、商品券だと、町の経済にもいい意味で影響を与えてくれるかなということで商品券にしたという経緯はございます。

あと、今やらなければ恩恵がないという議員のお考えですけれども、物価高、多分もうしばらく続くものと思います。今回の国の一時金、あくまでもこれは一時金でございますので、今一時金やるか、何か月後かに一時金やるかという違いであるのかなと。やっぱり長い目で見た物価高対策というのは、今後国のほうでも食品の消費税の減税とか、ゼロとかと、いろいろ議論されているようでございますけれども、そういうのも見極めながら対応していかなければいけないなと。今町としてできる策として、今日お示した案がベターではないかなというふうに考えてございます。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 今説明いただきましたけれども、ちなみに現金給付だと、事務経費等はちょっと置いておいて、最短でどれぐらいの期間で給付できたのでしょうか。その辺、検討したと思いますので、最短でいつ頃現金給付できたと考えられるのか教えてください。

○議長（岡山義廣君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上野義孝君） お答えいたします。

現金給付に関しましては、どのぐらいの期間がかかるかというのは、そこまでは検討はしておりませんでした。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 検討していないのであれば、先ほどの理由はちょっと説明が破綻しているなどと思います。

物価高が続くであろうという説明もありましたが、来年度の物価高は来年度国が対策を取るはずですので、今必要な部分は今対応すべきと私は考えております。

大湊議員がお話しされました水道料金の減免というところも一つの方法であると思いますが、いずれにしてもこの商品券、来年の6月に発送、7月から9月に使えるというのは、ちょっと時間がかかり過ぎると思いますので、この辺可能であれば変更していただきたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 赤垣君、変更してもらいたいというような質問ですけれども、何を変更してもらいたいということですか。

○11番（赤垣義憲君） 今商品券の配布ということで、発行して配るということで事業を検討されていたようですが、これを現金給付に変えていただきたいなと思っています。

以上、要望になるのですね。

○議長（岡山義廣君） 要望ですね、では。

○11番（赤垣義憲君） はい。

○議長（岡山義廣君） では、ご要望で受け取っていただいて、そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

続いて、繰越明許費及び地方債の補正について質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） この補正予算に反対の立場で討論いたします。

要望もしましたけれども、この商品券の発行事業というところ、あまりにも時間がかかり過ぎる

ということで、もっと速やかに進められる事業に変更していただきたいという思いから、この補正予算、部分的には認めたいところが多いのですが、この部分、訂正していただきたいということで反対いたします。

○議長（岡山義廣君） 今反対者の討論がありました。

続いて、賛成者の発言を許します。賛成者の議員の方で、誰かおられませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 国から示されている「重点支援地方交付金の取扱い等について」という文書では、令和7年度補正予算に係る令和7年度実施計画についてということで提出期限が決められております。今回この商品券の発行事業、議決されない場合、万が一この重点支援交付金を町民の皆様へ還元することができなくなるおそれもありますので、今回はこの議案、町からの提案どおり執行されることを望みます。

よって、この本補正予算案には賛成です。

○議長（岡山義廣君） 反対、賛成の討論がありました。

ほかに反対の討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岡山義廣君） 起立多数。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

どうぞ、座ってください。

◎議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解の件

○議長（岡山義廣君） それでは、日程第8、議案第2号 損害賠償の額の決定及び和解の件を議題とします。

中央公民館長から説明を求めます。

中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 議案第2号についてご説明申し上げます。

議案書5ページをお願いいたします。議案第2号は、損害賠償の額の決定及び和解の件であります。本件は、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求めるため提案するものでございます。

6ページをお願いいたします。和解の相手方は、株式会社マルイチ横浜代表取締役、横濱充俊氏であります。

事故の概要は、令和7年11月1日早朝、町が管理する野辺地戦争戦死者の墓所敷地内の高く伸びているアカマツが暴風雨により倒れ、相手方が所有する冷凍倉庫のひさし屋根を破損させたものです。

本件については、相手方に過失が見受けられないことから、相手方が示した屋根の修理に要する額であります341万円を支払うことで和解するものでございます。

今回自然災害によるものですが、今後より一層の安全管理と事故防止に努める所存でございます。

以上、議案第2号についてご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 損害賠償額なのですが、この妥当性について、どういうふうにと妥当と判断されたのか、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 妥当性ということですが、この341万円の賠償金としてマルイチ横浜様から求められた金額、こちらのほう、マルイチ横浜様が建設業者さんのほうへ見積りのほうを見てもらった額、修理代そのものになります。

その修理の内容で申しますと、この建物、冷凍倉庫、建物全体が冷凍庫ということで、室内がマイナス10度に保たれているような状態で、今回破損したひさし屋根というところが輸送用のトラックの積み入れする、ドッキングする搬入口のひさし屋根の破損でした。破損箇所が一番大きくて、先端部分をへこませているのですけれども、そこの主に補修ということで、へこんだひさし先端部分に板金で包むような形で施工するということです。

そのほか、その業者さんのほう、飛散の状況を確認したところ、ボルトにゆがみが……

○議長（岡山義廣君） 課長、概要説明するようにしてください。

○中央公民館長（二木智徳君） すみません。

それで、必要最小限度の補修代金だということで、妥当であると考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） この場所というのは、今町が管理していると言いましたけれども、所有はどこだ、県の所有なのですか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 所有は町です。県が文化財として指定しております。

○議長（岡山義廣君） 3番、木戸忠勝君。

○3番（木戸忠勝君） それでは、県のほうからも幾らか補助というのはないのですか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） 県からの補助とかというのは、あるというのは確認しておりません。そういう話は、まだ聞いておりません。

○議長（岡山義廣君） 11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） これは、マルイチさんには大変失礼ですが、人に当たらずに良かったなというのが一番だと思います。

今回は、アカマツが倒れたということですが、このほかに危険な箇所というのは、この事故があってから見回り等をして確認された部分がありますか。ほかの危険箇所というのがあるかないか。

○議長（岡山義廣君） 中央公民館長。

○中央公民館長（二木智徳君） こちらのほうの倒木ですが、11月1日の暴風雨ということで、その後12月8日の地震がありました。その際、歴史民俗資料館の職員がほかの史跡のほうもパトロールして、異常がないという報告は受けてはいるのですが、以前からちょっと指摘されたものを1件挙げるとしますと、町の文化財として指定されているエドヒガンという木がありまして、そちらのほうは近くの住宅のほうへ枝がかかっているということで、こちらのほうも早々に伐採するように進めているところでした。

以上でございます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件

○議長（岡山義廣君） 日程第9、議案第3号 野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野村秀雄君） 議案第3号は、野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件でございます。

議案書9ページをお願いいたします。議案第3号 野辺地町固定資産評価審査委員会補欠委員選任の承認の件であります。

次のページをお願いいたします。固定資産評価審査委員会委員の乙部和弘氏の退任に伴い欠員が生じたため、令和7年12月23日付で八木橋哲也氏を補欠委員に選任したので、議会の承認を得るため提案するものであります。

八木橋氏の略歴につきましては、11ページから12ページに掲載しております。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 町の固定資産評価審査委員会委員は、合計3名おられると思うのですが、このうちの1名が退任、欠員ということで、残りの2名でこの委員を取りあえず進め、本日のような臨時会で事前に選任する前に議会にかけるといふふうには考えられないものなのでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

地方税法上、定数は3人以上というふうになっております。しかし、実際不服申立てがあった場合、その委員の中から3人で合議体をつくって3人で審査することになっておりますので、欠員の状態は、なるべくその期間は短いほうがよろしいというふうを考えておりますし、地方税法上も欠員が生じた場合は、議案書の11ページにございますけれども、423条に遅滞なく選任しなければならないというふうでございますので、この規定に基づいて進めたものでございます。

以上になります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） 地方税法には、できる規定にはなっておるのですが、万が一議会の承認が事後得られない場合、この補欠委員は罷免されることとなります。この委員の名誉にも関わることだと思っております。それを承知の上で、常に3人を確保しなければいけないということ、一般的には何か、ちょっと私も調べたのですが、欠員が出た場合は2名でも対応しているという自治体もあるようです。先に決めて議会に後から承認を受けるのではなく、今回の再任も12月末で、今の臨

時会は1月の末、1か月間の期間、この期間においても1か月の空白も許されないというふうにお考えであるかどうか、少し詳しくお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡山義廣君） 総務課長。

○総務課長（高山幸人君） お答えいたします。

先ほどの一部繰り返しになりますけれども、実際に不服申立てがあったときに、委員の中から合議体をつくって審査することになります。その合議体の人数は3人というふうに決まっておりますので、その欠員の状態をなるべく短い期間で収めたいということで、地方税法の規定にも遅滞なくというふうに、遅滞なく選任しなければならないというふうにありますので、できる規定ではございませんので、こちらの規定に基づいて進めてきたものでございます。

○議長（岡山義廣君） そのほかございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

討論を省略し、議案第3号を採決します。

本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は承認することに決定しました。

◎議案第4号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）

○議長（岡山義廣君） 日程第10、議案第4号 令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

歳入歳出予算の補正について、企画財政課長から説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） 議案第4号は、令和7年度野辺地町一般会計補正予算（第9号）であります。

1月に入ってからの大雪により、1月26日に野辺地町豪雪対策本部を設置したところであります。今回の補正予算は、雪の堆積場の確保など早急な除雪作業が必要となり、既決の年間予算に不足が見込まれるため、除排雪費用を追加するものであります。

それでは、お手元の別冊予算書でご説明申し上げます。

既定の予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,300万円を追加し、予算の総額を84億3,800万円としました。

歳入予算について説明いたします。予算書の5ページをお願いいたします。18款繰入金、2項1

目1節財政調整基金繰入金は、本補正予算の収支均衡を図るものであり、3,300万円を追加いたしました。

続いて、歳出予算について説明いたします。6ページになります。8款土木費、1項1目土木総務費、3節職員手当の時間外勤務手当は、除排雪業務等に伴う分として100万円追加いたしました。

2項3目除雪対策費、12節委託料の除排雪作業は、主に除雪作業に係る追加分で、累積降雪量が当初の見込みである3.5メートルを超える見込みであることから、5メートル以上の累積降雪量に対応できるように2,460万円を追加いたしました。また、出勤回数等の増加に伴い予算の不足が見込まれることから、歩道除雪作業100万円を、交通整理に80万円を追加いたしました。13節使用料及び賃借料の除排雪機械は、主に排雪作業に係る重機等の借上料ですが、直営での排雪が間に合わない状況であったため一斉排雪を行い、今後予算の不足が見込まれることから500万円を追加いたしました。

5項都市計画費、3目街路事業費、12節委託料の除雪業務は、駅前広場のシェルター一部分の除雪費用で10万円を計上いたしました。

6項住宅費、1目住宅管理費、12節委託料の除雪業務は、町営住宅の屋根部分の除雪費用で50万円を計上いたしました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岡山義廣君） 質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、赤垣義憲君。

○11番（赤垣義憲君） 先日豪雪による対策本部を設置したと承知しています。今回この予算ですけれども、雪に対する対策というのは非常に大切な部分だと思っています。

今回財政調整基金から財源を持ったのですけれども、この先国や県から支援が受けられる見通しがあるのかなのか。県、国に対して支援の要請、要望を出しているのかどうか、お聞かせください。

○議長（岡山義廣君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西館峰夫君） お答えいたします。

まず、企画財政課のほうで特別交付税の除排雪経費について所要額の調べがあります。これは、ほぼ1週間ごとに締切りがありまして、こちらのほうで対策本部を設置したことや、除排雪費用を追加する、こちらの報告をします。その後、実際に決算、毎週毎週決算が増えていくのですけれども、こちらの報告をして、増えていけば特別交付税で措置される額がまず見込まれると思います。

この後、青森県全体の雪が増えていきますと、国のほうの臨時除排雪の交付金が国庫金で入ってくる可能性があります。これは、令和3年度に入っておりますけれども、大雪になった場合に、最後はそちらのほうも入りますけれども、今回は財源調整で、まず財政調整基金で立て替えたという

ところになります。

○議長（岡山義廣君） 10番、大湊敏行君。

○10番（大湊敏行君） ちょっと関連になるのですが、今町の公式ラインで町道の破損報告を町民から報告してもらえようという項目が設けられております。この中に雪、排雪不足、除排雪がちょっと足りないかという、そういう報告も町民から求めたらよろしいのではないかと思うのですが、検討の余地はありますでしょうか。

○議長（岡山義廣君） 建設水道課長。

○建設水道課長（五十嵐洋介君） 私も詳しく知らなかった部分もありましたが、除排雪、そちら関係も入る項目が、入れられるのであれば進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（岡山義廣君） そのほかありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（岡山義廣君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（岡山義廣君） 以上で本臨時会に付議されました事件の審議が全部終了しました。

これをもって令和8年第1回野辺地町議会臨時会を閉会します。

（午前10時53分）